

消基発第 178 号

平成 31 年 3 月 29 日

各市町村長  
各消防補償等組合管理者  
各水防組合管理者  
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金

常務理事 米田 順彦

[ 押印省略 ]

争訟費用支給金要綱の一部改正について（通知）

今般、争訟費用支給金要綱（平成 25 年 3 月 19 日伺定）の一部を別添のとおり改正したので通知します。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正内容

様式から元号を削ったこと。

2 施行期日

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行すること。

争訟費用支給金要綱の一部を改正する要綱

平成 31 年 3 月 29 日  
伺 定

争訟費用支給金要綱（平成 25 年 3 月 19 日伺定）の一部を次のように改正する。  
様式第 2 号中「平成」を削る。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。